

最低賃金の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金の 実施を求める会長声明

中央最低賃金審議会は、今後、厚生労働大臣の諮問を受け、2020年度地域別最低賃金額改定の目安を答申する。

これまで、当会では、労働者の生活の安定を図るため最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明を繰り返し発してきた。しかし、昨年の中央最低賃金審議会は、全国加重平均27円の引上げ(全国加重平均901円)を答申し、これを目安として、岩手地方最低賃金審議会は、岩手県における最低賃金を790円と定めるに留めた。

時給790円という水準は、1日8時間、週40時間働いても、月収約13万円、年収約156万円にしかならず、生活を維持し得る程度に達していない。かかる状態は、「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とする労働基準法1条及び最低賃金は「労働者の生活の安定の確保」に資することを目的とする最低賃金法1条の趣旨に悖るものといわなければならない。

ところで、今般の新型コロナウイルス感染拡大により政府が発出した緊急事態宣言に伴い多くの中小企業の経営が苦境に立たされ、賃金支払いすら困難な状況に陥った企業もあるが、これに対しては政府の経営支援施策の拡充・継続によって救済が図られるべきであり、最低賃金の引上げを抑制する理由にならない。特に、緊急事態宣言下で、小売店の店員、運送配達員、介護・福祉サービス従事者等社会全体のライフラインを支える職種が重要であることが再認識されたが、これらの職種の中には最低賃金に近い時給で就労する者も少なくない。引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中で、これらの労働者を支え、社会のライフラインを維持していくことが極めて重要であることを踏まえても、最低賃金の大幅引き上げが必要である。

加えて、最低賃金の地域間格差の解消も図られなければならない。現在、最も高い東京都(1,013円)と岩手県とでは、時給換算223円という看過できない格差が維持されている。地域間格差に伴う人材流出は、地域経済の活性化の障壁となり得ることからも、最低賃金の地域間格差は早期に解消されなければならない。また、政府においても、全国一律最低賃金の導入について現実的な検討を開始すべきである。

賃金の引上げが困難な事業者に関しては、社会保険料減免、減税及び補助金支給その他生産性向上のための施策の有機的連携等の中小・零細企業支援措置の現実的な検討を進めるべきである。さらに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金遅延等防止法のこれまで以上の積極的運用により、企業間取引の公正を確保する必要もある。

以上より、中央最低賃金審議会と岩手地方最低賃金審議会は、労働者の健康で文化的な生活水準を保障し、地域間格差解消を図るべく、最低賃金の大幅な引上げを答申すべきであり、政府は、全国一律最低賃金の実施に向けた検討を開始すべきである。

2020年(令和2年)6月29日

岩手弁護士会

会長 大和久政也

